

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（くちぞこ刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網 漁業	くちぞこ刺し 網漁業	別記 1 のとおり	3 月 15 日から 8 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の 馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された 総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網 漁業	くちぞこ刺し 網漁業	別記 2 のとおり	3 月 15 日から 8 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の 馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市大矢野町中に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 9 日まで

3 備考

- （1）この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 10 年（2028 年）8 月 31 日までとする。
- （2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - 2 同時に使用する網具の全長は、1,500 メートルを超えてはならない。

- 3 網目の大きさは、6センチメートル以上10センチメートル以下でなければならない。
- 4 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。

別記1

不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点2を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第12号共同漁業権漁場内 高戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第266号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）嵐口崎北端）

基点2 熊本県漁場基点天第242号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点3 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位191度30分の線が、シからウを見通した線と交わるところ

ウ 基点1と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ

エ 基点3と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ254度25分、3,928メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位115度、126メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位90度、90メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位125度、180メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位340度、540メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から980メートルのところ

サ 基点2と姫戸町赤島南端を見通した線から基点2を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ

シ 基点3と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ

別記 2

不知火海、大矢野町中地先

- 1 不知火海。ただし、2 以外の共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中と同町上との境界点

基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杣島北西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上基点 1 から 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

サ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ